

埼玉県国際交流員取扱要綱

(令和2年3月31日県民生活部長決裁)

(令和7年2月17日最終改正)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、国際交流員（語学指導等を行う外国青年招致事業等により任用される者で国際交流活動に従事する外国青年をいう。以下同じ。）の報酬その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱に定めのない事項については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令、県の条例・規則及び会計年度任用職員取扱要綱（以下「法令等」という）の定めるところによる。

(国際交流員の職務)

- 第2条 国際交流員は、所属長の指示により、次に定める職務を行う。
- 一 国際化推進事業に関すること。
 - 二 県及び市町村等の国際交流事業についての助言、相談に関すること。
 - 三 翻訳及び通訳に関すること。
 - 四 その他所属長が必要と認めたこと。
- 2 国際交流員は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(任用期間)

- 第3条 国際交流員の任期は、1会計年度を超えない範囲内とし、任期の初日として県が定める日（以下「任用期間の初日」という。）から同年度3月31日まで（以下「前半任期」という。）とする。
- 2 前項の国際交流員を翌年度も引き続き任用する場合の任期は、4月1日から任用期間の初日を起算日として1年を経過する日まで（以下「後半任期」という。）とする。
- 3 前2項により国際交流員を任用した場合には、後半任期の末日をもって任用期間の満了とする。
- 4 県は、必要に応じ、前半任期と後半任期を合わせた任用期間を1年

に満たない期間とすることができる。

(勤務日及び勤務時間)

第4条 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までの週5日とし、1日における正規の勤務時間は、休憩時間(60分)を除き7時間とする。

(報酬)

第5条 報酬は、通算の任用期間に応じ別表第1のとおりとする。

- 2 国際交流員が月の途中で任用され、又は退職(死亡による退職を除く。)した場合の報酬は、報酬の月額に勤務した日数を乗じ、その額を月の初日に任用されたものとした場合の勤務すべき日数で除して得た額とする。
- 3 前2項の報酬は、毎月21日(その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要する日。次項において「支給定日」という。)に支給する。
- 4 報酬の支給定日後において任用された場合又は報酬の支給定日前において退職、若しくは死亡した場合には、その際に報酬を支給する。
- 5 国際交流員が休日及び第7条等に定める有給休暇を除くほか、正規の勤務時間に勤務しなかった場合は、その勤務しない1時間につき、報酬の月額を、その月の勤務すべき時間数で除して得た額を減額して報酬を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合の減額すべき額は、その月の報酬の全額とする。
- 6 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(費用弁償等)

第6条 県は、外国から招致する国際交流員に対し、その赴任及び帰国に当たり、成田国際空港又は東京国際空港(羽田空港)と本国国際空港間の航空賃、成田国際空港又は東京国際空港使用料及び住居地と成田国際空港又は東京国際空港間の国内旅費を支給する。ただし、帰国のための旅費の支給は、国際交流員が第3条に定める任用期間満了後、

- 1 月以内に日本において県又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、1 月以内に帰国のために日本を出発する場合に限る。
- 2 前項の規定に関わらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給することができる。
- 3 県は、国際交流員が正当な理由がなく極めて初期の段階で帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。
- 4 国際交流員の住居等に要する経費については、別に定める。
- 5 退職金は支給しない。

(年次有給休暇)

- 第 7 条 年次有給休暇の付与日数は、任用期間に応じて別表第 2 のとおりとし、前半任期の初日に付与する。
- 2 国際交流員は、年次有給休暇を分割又は連続して取得することができる。この年次有給休暇は、1 日、1 時間又は 30 分を単位として取得することができるが、1 時間又は 30 分を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合は、7 時間をもって 1 日とする。
 - 3 第 3 条に定める任用期間満了後、県が国際交流員を再度任用する場合には、20 日を限度として年次有給休暇を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

(特別休暇)

- 第 8 条 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、国際交流員が勤務しないことが相当であると認められるときは、その都度必要と認められる期間について有給休暇とする。
- 一 国際交流員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該国際交流員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - 二 国際交流員及び当該国際交流員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該国際交流員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(病気休暇)

- 第 9 条 病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病、又は通勤による負傷若

しくは疾病に係る療養を必要とする場合を除く。)の取得期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最少限の期間とし、その取得開始の日を起算日として90日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超えることができない。

- 2 国際交流員は、連続して3日を超える病気休暇を取得する場合及び第10条第1項第1号に定める休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。
- 3 病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。
- 4 病気休暇の取得期間中の報酬の支給は、取得開始の日を起算日として、次の各号に定めるところによる。
 - 一 30日に達するまでの日 全額支給
 - 二 30日を超え60日に達するまでの日 半額支給
 - 三 60日を超えた日 支給なし

(休職)

第10条 県は、国際交流員が次のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職させることができる。

- 一 病気又は負傷、その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して90日を超える場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。
- 一 第一号の場合 支給なし
 - 二 第二号の場合 報酬の6割相当額を支給

(服務)

第11条 国際交流員は、この要綱及び法令等に定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

- 2 国際交流員は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

- 3 前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。
- 4 国際交流員は、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を妨害してはならない。
- 5 国際交流員は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(公務災害以外の損害補償)

第12条 県は、外国から招致する国際交流員について、海外損害保険契約の締結により、当該国際交流員が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

通算の任用期間	適用号給	報酬月額
1年目 (1年以内)	1	33万5000円
2年目 (1年を超え2年以内)	2	34万5000円
3年目 (2年を超え3年以内)	3	35万5000円
4年目及び5年目 (3年を超え5年以内)	4	36万円

(注1) ただし、一般財団法人自治体国際化協会からの通知等により、報酬について例外的な取扱いが示された場合はそれに従う。

(注2) ただし、一般財団法人自治体国際化協会からの通知等により、特例として6年目以降も任用する場合には適用号給を4とする。

別表第 2

任用期間	年次有給休暇 付与日数	任用期間	年次有給休暇 付与日数
1月以内の場合	2	7月以内の場合	12
2 "	3	8 "	13
3 "	5	9 "	15
4 "	7	10 "	17
5 "	8	11 "	18
6 "	10	12 "	20